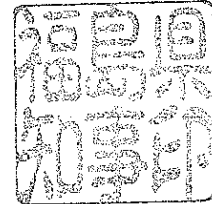


平成16年2月19日

経 済 産 業 大 臣 様

福 島 県 知 事



株式会社クリーンコールパワー研究所の石炭ガス化複合発電実証試験研究
設備設置事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について（通知）

電気事業法第46条の13の規定に基づき、環境影響評価法第20条第1項の意見を下記のとおり通知します。

記

1 総括的事項について

- (1) 石炭ガス化複合発電方式の実用化に当たって本実証試験が必要とされる理由及び目的について、明確に示すこと。

また、石炭ガス化複合発電方式が、従来型の石炭火力発電方式と比べて環境対策上有利としている根拠について、二酸化炭素排出量等の比較などにより具体的に示すこと。

- (2) 燃料に含まれる重金属等の含有量の把握による燃料の品質管理を適切に行うとともに、排ガス及び排水に含まれる燃料由来の有害物質と処理方式について示すこと。

なお、処理方式については、採用の経緯、有効性等を示すこと。

- (3) 試験研究施設という事業特性から、環境影響評価準備書で明らかとなっていない実証試験運転計画や排ガス及び排水の処理能力等について、環境影響を十分に回避・低減できる計画及び設計等であることを示すとともに、適切な環境保全措置及び環境監視を実施すること。また、計画や環境監視等に関する情報の積極的な公表に努めること。

さらに、実証試験運転において予測と異なる事象や結果が生じた場合の対応等について示すこと。

- (4) 常磐共同火力株式会社勿来発電所の敷地及び施設の一部を共用する計画であることから、共用する既設総合排水処理設備等の運用・管理、燃料等運搬車両の運行の平準化等の環境保全措置について、常磐共同火力株式会社勿来発電所と十分な連携を図り、総合的に環境負荷の低減に努めること。

- (5) 予測に使用した設定条件については明確に示すとともに、その妥当性を明らかにすること。
- (6) 環境保全措置については、検討の経緯、効果をできる限り具体的に示すこと。
特に、「環境影響の回避・低減に関する評価」においては、講じようとする環境保全措置と予測及び評価結果との関連性や根拠について、より具体的に示すこと。
また、環境保全措置の実施に当たっては、最新の技術、工法等を積極的に採用するなどして、環境負荷の低減に努めること。
- (7) 工事中又は供用開始後に、環境影響評価書作成段階では予測し得ない環境への影響が生じた場合は、適切な対策を実施すること。
- (8) 今後、実証試験運転期間の延長、設備の変更、商用運転への転用等、事業内容を変更する必要が生じ、当該変更により環境へ影響を与えるおそれがある場合は、環境への影響を予測及び評価した上で、必要な措置を講じること。

2 大気環境について

- (1) 対象事業実施区域周辺地域においては、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質等に係る環境基準を達成していない状況にあることから、事業に伴うばい煙総排出量をできる限り低減するよう努めること。
- (2) 粉じん等の予測に当たっては、設定条件と妥当性を示した上で行うこと。
また、予測結果に基づき適切な環境保全措置を講じること。
- (3) 騒音については、対象事業実施区域周辺地域において環境基準を達成していない状況にあること、また、道路交通騒音についても環境基準値に近い数値であることから、環境影響評価準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、影響をできる限り回避・低減するよう努めること。
さらに、施設の稼働に伴う騒音については、環境基準を達成していない地点における測定を環境監視計画に追加すること。

3 水環境について

- (1) 共用する常磐共同火力株式会社勿来発電所の総合排水処理設備及び脱硫排水処理設備等について、本事業に伴い新たに発生する排水についても処理可能としている根拠を示すこと。
- (2) 工事に伴う水の濁りについて、海域に生息する動物・植物への影響も含めて予測及び評価を行い、その結果に基づき適切な環境保全措置を講じること。

4 自然環境について

- (1) ハヤブサ、チョウゲンボウ、ササゴイ等の希少な鳥類が、対象事業実施区域及び周辺地域に確認されていることから、これらの種及び生態系に及ぼす工事中の影響について、予測及び評価を行い、その結果に基づき適切な環境保全措置を講じること。

また、対象事業実施区域及び周辺地域に営巣している希少な鳥類について、工事中における営巣状況の観察を環境監視計画に追加すること。

- (2) ハヤブサ及びチョウゲンボウについては、対象事業実施区域及び周辺地域に採餌や営巣等の高頻度利用域が含まれていることから、「地形改変及び施設の存在」並びに「施設の稼働」による影響を可能な限り回避・低減するよう環境保全措置を講じること。

また、必要に応じて環境監視を実施すること。

5 廃棄物等について

本事業により排出されるスラグ等については、有効利用方策を積極的に検討するとともに、再利用等に当たっては有害物質の溶出試験等安全性の確認を行うことなどにより、環境影響の回避・低減に努めること。

6 温室効果ガスについて

温室効果ガスの環境保全措置については、実証試験研究施設の稼働に伴う発生量の低減はもとより、事業活動全般を対象として幅広く検討すること。

7 その他

- (1) 上記1から6の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。
- (2) 環境影響評価書の記載に当たっては、専門的な内容を理解しやすくなるよう努めるとともに、上記1から6の内容を十分に踏まえたものとする。